

令和4年東村山市議会12月定例会
東村山市議会会議録第22号

1. 日 時 令和4年12月22日（木）午前9時30分

1. 場 所 東村山市役所議場

1. 出席議員 24名

1番	土 方 桂	議員	2番	鈴 木 たつお	議員
3番	朝 木 直 子	議員	4番	藤 田 まさみ	議員
5番	下 沢 ゆきお	議員	6番	小 林 美 緒	議員
7番	清 水 あづさ	議員	8番	横 尾 たかお	議員
9番	佐 藤 まさたか	議員	10番	白 石 えつ子	議員
11番	山 口 み よ	議員	12番	浅 見 みどり	議員
13番	木 村 隆	議員	14番	熊 木 敏 己	議員
15番	志 村 誠	議員	16番	小 町 明 夫	議員
17番	石 橋 光 明	議員	18番	村 山 じゅん子	議員
19番	渡 辺 英 子	議員	20番	伊 藤 真 一	議員
21番	駒 崎 高 行	議員	22番	かみまち 弓 子	議員
24番	渡 辺 み の る	議員	25番	さとう 直 子	議員

1. 欠席議員 1名

23番 山 田 たか子 議員

1. 出席説明員

市 長	渡 部 尚 君	副 市 長	野 崎 満 君
副 市 長	松 谷 いづみ 君	経営政策部長	平 岡 和 富 君
総 務 部 長	荒 井 知 子 君	防災安全部長	河 村 克 巳 君
防 災 安 全 部 長 担 当 部 長	山 田 裕 二 君	環 境 資 源 循 環 部 部 長	清 水 信 幸 君
ま ち づ くり 部 長	粕 谷 裕 司 君	ま ち づ くり 部 長 担 当 部 長	山 下 直 人 君
教 育 長	村 木 尚 生 君		

1. 事務局職員

議会事務局長	南 部 和 彦 君	議会事務局次長	安 保 雅 利 君
書 記	並 木 義 之 君	書 記	新 井 雅 明 君
書 記	名 倉 純 子 君	書 記	柳 田 涼 美 君
書 記	神 山 あゆみ 君		

1. 議事日程

〈政策総務委員長報告〉

- 第1 議案第49号 東村山市議会議員及び東村山市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 第2 議案第50号 東村山市個人情報の保護に関する法律施行条例
- 第3 議案第51号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
- 第4 議案第52号 東村山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第53号 東村山市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
- 第6 4陳情第10号 “千島列島は日本固有の領土である”と表明するよう政府に求める陳情
- 第7 所管事務調査事項 投票率の向上対策について

〈厚生委員長報告〉

- 第8 4陳情第6号 市の定期健康診査の項目に「聴力検査」を加えることを求める陳情

〈まちづくり環境委員長報告〉

- 第9 議案第56号 東村山市道路線（久米川町三丁目地内）の廃止
- 第10 議案第57号 東村山市道路線（久米川町三丁目地内）の認定
- 第11 議案第58号 東村山市道路線（秋津町四丁目地内）の認定
- 第12 議案第59号 東村山市道路線（恩多町三丁目地内）の認定
- 第13 4陳情第11号 グリーンバス時刻表の早期再改訂を求める陳情

〈生活文教委員長報告〉

- 第14 4陳情第12号 都立高校入試に英語スピーキングテストの導入中止を求める陳情
- 第15 議員提出議案第7号 知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書
- 第16 議員提出議案第8号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充に関する意見書
- 第17 議員派遣の件について

午前 9 時 31 分開議

○議長（土方桂議員） ただいまより本日の会議を開きます。



○議長（土方桂議員） この際、効率的な議会運営を行うため、本日の議案等審議、つまり議事日程全てについて時間制限を行いたいと思います。これは会議規則第57条「発言時間の制限」の規定によるものです。

具体的な時間配分は、自由民主党市議団23分、公明党19分、日本共産党17分、会派に属さない議員はそれぞれ7分といたしたいと思いますが、これに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土方桂議員） 起立多数と認めます。よって、そのように決しました。

ただいま決定しました時間については、質疑、討論時間を含んでおります。

また、同一会派内にあつては、1議案について1人の質疑、討論だけといたします。質疑者、答弁者とも、要点を簡潔に御発言、お願いを申し上げます。

次に進みます。



日程第1 議案第49号 東村山市議会議員及び東村山市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

日程第2 議案第50号 東村山市個人情報の保護に関する法律施行条例

日程第3 議案第51号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

日程第4 議案第52号 東村山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第53号 東村山市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

日程第6 4陳情第10号 “千島列島は日本固有の領土である”と表明するよう政府に求める陳情

日程第7 所管事務調査事項 投票率の向上対策について

○議長（土方桂議員） 日程第1、議案第49号から日程第7、所管事務調査事項までを一括議題といたします。政策総務委員長の報告を求めます。政策総務委員長。

[政策総務委員長 伊藤真一議員登壇]

○政策総務委員長（伊藤真一議員） 政策総務委員会から御報告を申し上げます。

結論を出した議案、陳情、続いて調査を終了した所管事務調査について御報告いたします。

当委員会に付託された議案は、第49号から第53号までの5本です。

議案第49号、東村山市議会議員及び東村山市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について御報告いたします。

この条例改正は、物価の変動及び消費税率の改定に対応する選挙運動用自動車の使用、ビラ・ポスターの公費負担限度額の引上げを行うものです。

質疑に対する答弁から、引上げ率は、自動車の借入れ及び燃料費が約1.8%、ビラの作成は約2.9%、ポスター印刷費は約3.0%、ポスターの企画費は約1.8%のそれぞれ増となることが分かりました。また、過去の請求状況からは、限度額に満たない費用もあることが明らかとなっています。

一方、所管からは、条例改正の根拠となっているのは公職選挙法施行令の改正であり、その法令の目的は、お金のかからない選挙を実現し、選挙の公正性を確保すること、また、国や地方公共団体の負担によって、立

候補の機会均等や立候補しやすい環境を整備するものであることから、施行令に準拠した条例改正が理にかなっているとの答弁がございました。

質疑の後、討論を行いました。

議案に反対する委員からの討論は、物価高騰、消費税引上げを理由としているが、市民の生活は同じように収入が引き上がっているわけではない。燃料費など、使用実態とはかけ離れた限度額もあり、これらは実情に応じた現実的な水準に収めるべきであるとの主張でした。

賛成とする委員からは、この条例は、法令が定める立候補者への最低限の保障を行うものであり、立候補しやすい環境を整えるため、あくまで公職選挙法施行令に準じて定められていくことが適切であるとの討論が行われました。

採決の結果、起立多数で本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号、東村山市個人情報の保護に関する法律施行条例について御報告いたします。

個人情報の保護に関する法律の改正により、地方公共団体の条例においては法律と異なる規律や重複する規律を設けることが認められていないため、現行の東村山市個人情報保護に関する条例を廃止し、法律の委任により独自の規定を持つ新たな条例を定めるものです。

質疑に対する答弁で明らかとなった主な点について申し上げます。

まず、なぜ法施行条例としたかについてです。法改正によって自治体を実質的な個人情報の取扱いを定めることは認められておらず、法律が認める自治体の独自裁量による委任事項を主に定めた内容とした。これによって、市民や市にとって明快な条文となっているとの答弁がございました。

この件については、かえって市民に分かりづらいと指摘する意見もありましたが、市長から、今回の改正によりどのように変わるかを丁寧に市民に説明するとの考えが示されました。

次に、新条例に定める東村山市独自の裁量による主な規定は、第4条において、開示請求に関わる手数料を無料とすること。第5条において、開示請求書の記載事項を必要に応じて定められるようにしたこと。第6条において、開示決定の期限について、現行と同様の運用となるよう、14日以内に行うよう努めるものとした。第7条において、個人情報保護運営審議会について現行と同様とするという、4点でございます。

次に、行政機関等匿名加工情報の提案募集制度について申し上げます。データの加工方法や保護に必要な措置について慎重な検討が必要のため、東村山市としては令和5年4月からの導入は行わないことが明らかとなりました。

最後に、法改正において、個人情報保護に関し、地方議会が外されていることについてです。議会は、制度上、附属機関を持つことができないため、議会が個人情報保護条例を改正する場合に、第三者機関に諮問をする必要があれば、市長部局の諮問機関で受け入れられる仕組みを用意したものであり、諮問するか否かは議会が判断すべきことであることが確認されました。

本議案については、賛否の根拠となる議論の争点について、委員間討議及び討論を御紹介して御報告させていただきます。

この条例制定により市民にとって不利益を生じないか、また、法施行条例としたことで、市民にとって個人情報の保護が身近な問題ではなくなるのではないかについて委員間討議を行い、その後、討論を行いました。

条例案に反対する委員からは、国の法改正は個人情報保護の考え方が欠落している。また、自治体の独自性を認めない法律に基づく条例には賛成できないとするものでした。

また、別の委員から、これまでの個人情報管理は、地域の必要性に基づきつくり上げられてきたものである。これを国による一元化した基準で統合するのは乱暴なやり方である。法改正はデータ流通に力点を置いているようにうかがえ、自治体による細やかな個人情報への配慮が薄れることを懸念するというものでした。

一方、議案に賛成する委員からは、法改正に基づく国の個人情報保護運営審議会による一元的な対応により、個人情報の適正な取扱いが担保されるものと評価する。

また、賛成とする別の委員からは、行政が持つ膨大なデータを民間も利用できることで、社会変革を起こそうとすることには理解をする。また、国際的なデジタル化が不可欠であることは認識する。しかし、この条例制定がもたらす市民への影響、不利益については今後も注視していきたい。また、国との関係性において、自治体の主体性を発揮してほしいとの討論が述べられました。

その後、採決を行い、起立多数で本案は原案のとおり可決しました。

次に、議案第51号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例、第52号、東村山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、第53号、東村山市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例について御報告いたします。

これら3つの議案は一括議題として質疑し、討論、採決は議案ごとに行いました。

法の施行に伴い、定年年齢の段階的引上げや役職定年制の導入、60歳を迎えた職員の給料月額について、翌年度以降、60歳前の7割水準とすることや、退職手当の算定にピーク時特例などの制度を導入するほか、東京都人事委員会勧告に基づき、行政職給料表について平均0.2%引上げ改定をすること。

また、特別給について、年間支給月数を0.10月分引き上げ、勤勉手当に配分するものであります。そして退職手当について、60歳に達した以降、定年前に退職した職員に、退職と同等に退職手当調整額を支給するとともに、役職定年後に退職した元管理職に対しては、調整額の起算日を退職時もしくは役職定年時のいずれか、支給額が多いほうを適用することが定められています。

ある委員から、60歳以上の職員の配置をどう考えていくのかとの質疑がありました。答弁では、職員に対するアンケートによると、これまでの勤務経験を生かすことができる職場や能力・適性を考慮し、本人の希望する職場が挙げられていました。業務内容としては、後進の育成やノウハウの継承などが挙がっていた。60歳以上の職員が持つ能力を最大限活用できる職員配置に努めたいとの答弁がありました。

また、今後の定員管理の在り方についての質疑に対し、庁内での60歳以降の任用に関する意識調査を行ったところ、60歳以降も常勤を希望する職員は57.9%、定年前再任用短時間勤務を希望する職員は32.2%、任用を希望しない職員は9.9%という結果になっている。常勤を4割の職員が希望しないという状況から、現行の定数、799人という定数で推移したとしても、毎年10名から20名の新卒あるいは経験者の採用を実施できると考えるが、丁寧な定員管理に努めたいとの答弁がありました。

別の委員から、定年延長で退職金の支給が先送りとなり、給与が7割支給となることで、月々の生活費に困窮する職員が出ることを心配するが、この点についてどのように考えているのかという質疑がありました。

所管からは、答弁でこのようにありました。このたびの給料月額7割措置については、将来的に60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう、定年の段階的引上げが完成するまでの間に、人事院において何らかの検討がなされるとされている。しかし、現時点においては具体的な方針は示されていない。こういう答弁がございました。

市長から、管理職の役職定年について、元管理職の職員にどう働いてもらうか、若手・中堅職員の管理職を

目指すモチベーションを上げる上で影響はないかということが組織として重要である。これから定年を迎える職員の意向を把握し、非管理職に降りられたとしても、適材適所でノウハウ、経験を生かしていくことが重要なポイントであると認識している。今後、運用しながら考えていく。東村山スタイルをつくり上げていくことが重要と考えるとの発言がありました。

一括質疑の後、議案ごとに討論、採決を行いました。

まず、議案第51号には討論がなく、起立全員で可決いたしました。

次に、議案第52号に反対する討論を御紹介します。豊富な経験を持つ60歳以上の職員が同じ仕事を行うならば、給与水準を維持すべきであるとするものであります。

議案に賛成する委員からは、60歳を超えた職員の多様な働き方を可能とし、公平性の担保や導入に伴う激変を緩和するために様々な仕組みを取り入れた制度であり、職員の生き方と良質な市民サービスの観点から賛成したいとの討論が行われました。

第52号の採決の結果は、賛成多数で可決となりました。

次に、議案第53号については討論がなく、採決の結果、賛成多数で可決することに決しました。

次に、4陳情第10号、“千島列島は日本固有の領土である”と表明するよう政府に求める陳情の審査結果を申し上げます。

この陳情は、東村山市が所掌する事案ではないため、委員間における討議を行いました。よって、本件の報告は、賛否それぞれの討論を紹介して報告といたします。

まず、本件を採択すべしとする討論から申し上げます。もともと千島列島は、平和的な外交交渉による条約により日本の領土となったものである。第二次大戦の終盤、ソ連が米国、英国に対して、終戦処理において千島列島の領有を認めさせたものである。米国、英国は、戦争による領土不拡大を決めておきながら、サンフランシスコ平和条約で日本に千島列島の放棄を求めたのである。したがって、ロシアに対する領土交渉においては、全島一括返還を求めていくべきである。

一方、不採択を主張する委員の討論は、サンフランシスコ平和条約は日本を含む49か国が調印したものであり、条約は、この中で日本の千島列島放棄をうたっている。同条約の締約国としての立場からすれば、本陳情の主張は、現実的な外交交渉からはあまりにもかけ離れたものであると言わざるを得ず、採択することはできないというものでした。

討論の後、採決を行い、4陳情第10号は賛成少数で不採択とすることに決しました。

次に、所管事務調査事項、投票率の向上対策についての調査結果を報告いたします。

政策総務委員会では、昨年9月の委員会において、「投票率の向上対策について」を所管事務調査事項に設定し、これまで1年3か月にわたり研究調査を続けてまいりました。

投票率について、東村山市議会議員選挙を例に具体的なデータを申し上げますと、1971年の市議選では65.17%であったものが、直近、2019年では47.97%まで下落しています。単純な比較で申し上げますと、48年間に17.2ポイントも投票率が下がっているのです。

国民が、その意思を政治に反映させることのできる最も重要かつ基本的な機会が選挙であります。私たちは、投票率の下落は、民主主義社会において極めて憂慮すべき事態にあるとの認識に立ち、議会として、関係所管をはじめ広く市民に対し、どうすれば投票しやすくなるのか、選挙をもっと身近に感じることができるようになるのかといった観点から、必要な提言の発信を目指すものであります。

調査の開始に当たり、課題の抽出を行うため、昨年10月31日に投開票が行われた衆議院議員総選挙の直後、11月の1か月をかけてオンラインによる市民アンケートを実施しました。115人の市民より回答をいただき、投票に行かない、もしくは行かれない理由を整理しました。

オンラインアンケートの回答者には投票に行くと言った人が多く、アンケート結果から、なぜ投票しないのかを捉えることは難しい状況でした。直近の選挙で投票しなかった人の主な理由は、半数以上が仕事など日程上の都合を挙げており、やはり選挙自体に関心が低い人々への対策の難しさを痛感いたしました。

なお、アンケート結果は東村山市議会のホームページに公開しておりますので、御覧いただきたいと思えます。

アンケート結果や選挙管理委員会事務局へのヒアリングを基に、調査研究の骨格として、1、既存の投票所の課題抽出と整理、解決策の検討、2、投票機会の拡充、課題と対策の検討、3、投票への関心を高める方策、4、関心が低く投票に行かない有権者へのアプローチの4本を主要な調査項目として調査することにいたしました。

なお、ただいま申し上げました3、投票への関心を高める方策と、4、関心が低く投票に行かない有権者へのアプローチは、具体的な対策のところでは共通となるところから、途中で一本化することにいたしました。

以下、この調査項目の検討についての取組を申し上げます。

2月の議会報告会においては、政策総務委員会としてのテーマに掲げ、参加者から積極的な御意見を伺うことができました。議会報告会では、「恩多稲荷公園の投票所の移転以来、投票に行かなくなった」という個別の投票所に関する声や、「期日前投票所が15万都市に2か所というのは少な過ぎる」という御意見もお聞きしました。また、「予算を理由として投票所の環境を整備しないのは本末転倒である」という厳しい指摘もございました。

総務省が公表している国政選挙における年齢別投票率を見てみると、50代から70代が60%から70%となっているのに対し、20代は30%台にとどまっています。全国に若者の低投票率が明らかとなっており、主権者教育、シチズンシップ教育の重要性が高まっています。

そこで、4月に、主権者教育について、当市教育委員会からその取組について説明を受けました。市内小・中学校では、単に三権分立の仕組みや選挙制度を暗記するような教育だけではなく、主体的に社会に参画することの重要性や、社会の課題を積極的に解決する姿勢の育成が行われています。

有権者となる年齢が18歳となったことから、中学生に対しては、より自分事として政治・選挙へ臨むことの大切さが指導されています。実際の教育現場では、新聞記事などの資料を活用するなど、生徒に関心を持ってもらうための工夫をしている先生もいるとのことでした。

5月には、公開セミナー形式の議員研修会を開催し、多くの議員の皆さんに御参加いただきました。文字どおりの公開とし、主権者教育に携わる教育委員会や市内公・私立高校の校長先生にもオンライン参加の御案内をいたしました。

講師を引き受けていただいた青森大学の佐藤淳教授からは、学校教育における主権者教育について、具体的な取組を行っている自治体が紹介されました。佐藤教授からは、すぐできる主権者教育は、学校よりも家庭であり、投票する親の姿を子供に見せることだとも伺いました。子連れで選挙に行こうキャンペーンは、すぐにできる効果的な主権者教育であると考えます。

また、佐藤教授からは、投票率に影響を与えるものとして、人間の判断や行動から障害を取り除く考え方を

学びました。すなわち、自分の投票が選挙結果に与える影響、次に候補者間の政策の違い、そして投票行動における個人的な費用や時間の負担、最後に自分にとって長期的な利益といった視点です。それぞれの投票行動への阻害要因をどのように解消していくかを考えていくべきであるとの認識を共有しました。

7月には、参議院選挙の後、議員各位にも御協力をいただき、個別の投票所の課題について御報告をいただきました。御協力いただいた皆さんに感謝申し上げます。個々の投票所の課題については、選挙管理委員会事務局に報告し、改善を要望しました。

10月には、まず、主権者教育において積極的な取組を行っている茨城県取手市と岐阜県可児市の各市議会を結んでオンライン研修会を開催しました。

取手市議会の地元公立中学生を対象とする模擬議会では、中学3年生がグループごとにそれぞれの政策を議案として提案し、中学生同士で質疑と答弁を行い、議決を諮ります。イベントや周年行事等としてではなく、毎年定期的に開催することにより、主権者教育として定着し始めています。

可児市の高校生議会は、地域の課題解決をテーマに、市議会が地元の企業や団体と高校生をつなぎ、学びを深める取組でした。中学生議会で集約された意見書は、市議会の所管事務調査事項として審議されています。青少年への主権者教育について議会がどのように貢献していくかについて、興味深い取組であると考えます。

なお、政策総務委員の中からは、主権者教育への議会の関わり方について、政治的中立の確保について考慮する必要があるとの意見がありました。

また、10月には、投票率向上に取り組んでいる大阪府箕面市の選挙管理委員会を視察いたしました。箕面市は、選挙投票区の見直しや期日前投票所の増設を行ってきました。確認した重要な点として、これらは市長が主導して実現したこと、必要な予算は、妥当な理由があれば、大阪府選挙管理委員会は予算の増額を行っていることなどが挙げられます。

人口は約13万と東村山市とほぼ同規模であり、面積は約3倍近く大きいまちですが、山間部が多く、住民の居住エリアとしては、ほぼ同じようなまちです。東村山市の投票区21に対し、箕面市は38の投票区を設置しており、原則として有権者の自宅から1キロ以内、幹線道路を渡らない、民間の商業施設からも投票所スペースの提供を受けるなどを考慮した投票所の配慮を行い、高齢化社会の選挙に対応しています。

期日前投票所も4か所設置されており、主要駅、地域割り、また大型ショッピングセンター内と、バランスよく設置されています。必要な立会人などのマンパワーも、市民公募を導入するなどの工夫を行っています。

11月には、選挙管理委員長をはじめ、3人の選挙管理委員の方々と意見交換の場を持ちました。政策総務委員会からは、これまでの取組、特に箕面市の取組などを報告し、また選挙管理委員会からは、選挙事務における人員確保が課題であることや、主権者教育についてはあくまで教育委員会の主導が望ましいことなどの御意見をいただき、有意義な意見交換を行いました。

以上、1年余りにわたって行ってきた調査活動の結果、課題の認識と対策の検討から、投票率の向上に有効と考える提案として、以下申し上げます。

まず、投票環境の改善についてです。1、投票所において、高齢者、障害者など、投票行動に困難性がある有権者に十分な配慮を行うこと。2、これまでの人口の増加や、学校など公共施設の分布状況も踏まえ、投票所までの距離を原則として1キロ以内に配置するなど、高齢化社会にふさわしい選挙投票区の再構築を行うこと。3、期日前投票所の増設や、公民館、地区館等を活用する移動期日前投票所の設置を検討すること。4、市民意識調査における調査項目として、投票所についての満足度を加えること。

次に、有権者への選挙の情報発信対策について申し上げます。1、選挙公報はインターネットによる閲覧を普及させること。2、SNSを活用した投票を促す情報発信を積極的に行うこと。3、選挙公報に掲載する個別候補者のスペースの拡大を検討すること。4、投票済証のデザイン性に工夫を加え、話題の創出で投票行動を促進すること。

最後に、投票率の低い若者世代への対策について申し上げます。1、教育委員会、選挙管理委員会、市議会が協力をして、主権者教育の充実を図ること。なお、市議会の関与については政治的中立に配慮すること。2、家庭における子供と一緒に投票に行こうキャンペーンを実施すること。3、選挙立会人には若者世代を積極的に採用すること。

なお、これらの実施には、民主主義のコストとして必要な予算措置を講じられるべきことを併せて申し上げます。

調査はこの委員長報告をもって終了といたしますが、明らかとなった課題及び取りまとめた解決策案については、後刻、市長、教育長、選挙管理委員長に提言書として提出させていただき所存であります。

なお、市民からいただいたインターネット投票、高齢者への郵便投票対象要件の緩和などの御提案については、国政における法改正等を必要とするものにつき、政府・国会への意見書送付を視野に今後の課題といたします。

調査に際しまして、青森大学、佐藤淳教授、岐阜県可児市議会並びに茨城県取手市議会、大阪府箕面市選挙管理委員会に貴重な情報や御指導をいただきました。また、本市選挙管理委員会、教育委員会、議会事務局、議員各位並びに広く市民の皆様にも多大な御協力をいただきましたことに対し、委員会を代表して衷心より感謝を申し上げ、所管事務調査事項の報告といたします。

以上で政策総務委員会の報告を終わります。

○議長（土方桂議員） 報告が終わりました。これより質疑に入ります。

なお、質疑は一括で行います。

質疑ございませんか。3番、朝木直子議員。

○3番（朝木直子議員） 政策総務委員会の委員長報告について伺います。

議案第51号から53号の一括審議のところですけども、以下につきどのような審査をしたのか伺います。

まず1番目ですが、定年延長に伴う人件費について、また、本市財政に与える影響についての議論を確認させていただきます。

○政策総務委員長（伊藤真一議員） 朝木議員の質疑にお答えいたします。ただいま御質疑いただいた件につきましては、3点について、所管の答弁を確認して申し上げたいと思います。

まず1点目に、60歳以降の任用については、対象となる職員は、定年延長と定年前再任用短時間勤務制との選択が可能となります。したがって、任用形態が職員によってそれぞれとなりますので、必ずしも全ての職員が60歳以降も常勤職員として勤務するとは限りませんし、本人の意向に変更が生じる可能性も十分にあります。そのような状況から、職員人件費総体による将来負担の変動を正確に予測することは困難な状況であるという答弁がございました。

それから、もう一点ですが、一方、60歳以降の勤務意思、また勤務の形態、役職などの意向についての把握を踏まえて、給与や予算額に不足を生じないようにするために、精緻な予算の積算が必要であるとの認識が答えられました。お答えがありました。

それから最後に、60歳以降、給料月額7割措置が講じられることから、現行の職員定数を維持した場合、人件費については大幅な増額とはならないものと捉えていると、そのような答弁もございました。

○3番（朝木直子議員） ありがとうございます。今の所管からの答弁を総合しますと、少しは増えるだろうというところまでは予測しているけれども、これは制度が始まってみないと、どういうスタイルで皆さんが勤務するか分からないから、そこについては正確な数字が把握できないという答弁にとどまったというところよろしいですか。

○政策総務委員長（伊藤真一議員） それに加えて、先ほど申しましたように、給与や予算額に不足を生じないように精緻な積算に努めていきたいということと、制度の設計全体から見ると、先ほど来お話し申したように、給与月額7割措置が講じられておりますので、60歳以降ですね、給与月額7割措置が講じられているということから、全体の仕組みとしては、人件費について大幅な増額となることはないのではないかという見通しを持っているというふうに御回答があったものと認識しております。

○3番（朝木直子議員） 次に2番目です。今の、大幅な増額はないだろうという御答弁は確認されたわけですが、しかしながら、大幅増と言わずとも、人件費というのは巨額の予算となります。そういう意味で、増予算分に対する財源というものはどのように考えているのか、その点についての議論はありましたでしょうか。

○政策総務委員長（伊藤真一議員） 人件費が増大し、財源の手当てを必要とするという場合のことについては質疑がなく、これに関連する答弁、発言も聞かれなかったというところでございます。

○議長（土方桂議員） 休憩します。

午前10時7分休憩

午前10時7分再開

○議長（土方桂議員） 再開します。

これより討論に入ります。

なお、討論、採決は、議案、陳情ごとに行います。

初めに、議案第49号について、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方桂議員） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は原案可決でございます。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土方桂議員） 起立多数と認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第50号について、討論ございませんか。3番、朝木直子議員。

○3番（朝木直子議員） 議案第50号、東村山市個人情報の保護に関する法律施行条例について、草の根市民クラブ、朝木直子は、反対の立場で討論いたします。

本議案では、自治体ごとに条例で定めていた個人情報保護のルールを、規律が比較的緩やかな国のルールに一元化するものである。自治体が条例でつくってきた個人情報保護の原則はほごにされ、個人情報に関する規

制緩和とも言える。

一定の規模の自治体では、個人情報、本人同意に基づいて、本人から直接集めることが原則であるが、国のルールに一元化されることにより、利用目的を明確にしていればこの原則もなくなることにより、また、情報を知ることが差別や偏見を植え付ける可能性があるという考えに基づき、思想・信条をはじめ、病歴、犯罪歴、犯罪被害、社会的身分など、センシティブ情報と呼ばれる要配慮の個人情報については、これまで自治体は原則、収集を禁止してきたが、今回の法改正により、この要配慮の個人情報の収集禁止の原則もなくなる。

行政のデジタル化を理由に、行政が有する個人情報全てについて、これまでの分権的な個人情報保護システムの在り方を根本から、国による統一的な規制を行う方向に転換させるものであり、各自治体において住民との合意の下で制定されてきた独自の個人情報保護の在り方を破壊し、自治体による先進的な個人情報保護制度の構築を後退させるものであり、到底容認できない。

○議長（土方桂議員） ほかに討論ございませんか。10番、白石えつ子議員。

○10番（白石えつ子議員） 議案第50号に対して、反対の立場で討論します。

これまで独自の個人情報保護条例を制定し、個人情報保護審議会で、市民が不利益を被らないように、本市でも法に基づき、情報を管理・監視がなされてきました。本議案では、デジタル社会形成整備法第50条及び第51条により個人情報保護法が改正されたことにより、本市独自の個人情報保護条例は廃止となります。

デジタル社会を形成していく上で、利便性を補完するアクセシビリティ法も、本年4月1日施行により、障害の有無にかかわらず、グローバルな情報を公平に利用できるよう合理的配慮がなされる点や、審査の中で明らかになった、匿名加工情報は現時点では取り扱わない、新たに本市に個人情報保護運営審議会の設置、今回の改正に伴う点を市民に丁寧に説明していくなど、評価する点もあります。

しかし、改正後の個人情報保護法に一覧的に規定され、法令の解釈、運用、監督も、個人情報保護委員会に一元的に所管されます。市民に不利益と考えられる点として、マイナポータルの利用規約23条で、デジタル庁は、本システムの利用及び利用できないことにより、システム利用者またはほかの第三者が被った損害について一切の責任を負わないと、国の免責を定めています。この規定をめぐり、極めて一方的、無責任ではとの声が上がっていることも事実であり、看過できません。

個人情報保護委員会に市民の情報が一元化されることは、地方分権の観点からも明らかに逆行するものです。市民の情報の利活用に重きが置かれる中、セキュリティ面、個人情報保護と情報漏えいのリスク等の懸念は、答弁からは少なくとも拭えるものではなく、公共の福祉の点からも、市民自らが情報を選択する自由の権利の保障に関するメリット・デメリットは、国が示すガイドラインを見ても、現時点で賛成しかねる内容もあるため、本議案に対して反対といたします。

○議長（土方桂議員） 以上で討論を終了し、採決に入ります。

本案に対する委員長報告は原案可決でございます。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土方桂議員） 起立多数と認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第51号について、討論ございませんか。3番、朝木直子議員。

○3番（朝木直子議員） 議案第51号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関

する条例について、草の根市民クラブ、朝木直子は、反対の立場で討論いたします。

職員の定年延長、それ自体については反対するものではありませんが、本議案については以下の理由により反対いたします。

1、定年延長による人件費増が当市財政に与える影響、特に増予算分についてきちんと議論がされていない。
2、職員定数を増やさなければ、長期的には採用抑制につながる可能性があり、その場合の職員の年齢構成が高齢化することによる影響を想定していない。3、定年延長後の職員は、役職定年により基本的に管理職から外れるものの、監督職に就く可能性が高いことから上が詰まる。つまり、昇進への影響から職員のモチベーションが下がるというデメリットを検証していないこと。

○議長（土方桂議員） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方桂議員） 以上で討論を終了し、採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は原案可決でございます。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土方桂議員） 起立多数と認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第52号について、討論ございませんか。3番、朝木直子議員。

○3番（朝木直子議員） 議案第52号、東村山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、草の根市民クラブ、朝木直子は、反対の立場で討論いたします。

本議案は、60歳超職員の給与月額を当分の間7割水準とする東京都人事委員会勧告に基づくものであるが、現在、民間企業の場合も、現状で65歳までの雇用確保が法的に義務づけられているものの、60歳定年制が圧倒的多数を占める現実であり、定年以降は嘱託職員として再雇用しているにすぎない。給与水準は現役時代から大幅にダウンし、半減、さらにはそれ以下というのが実態であります。

公務員の65歳定年延長と民間の嘱託再雇用とを単純に比較することはできませんが、65歳定年延長によって、60歳以降の公務員の給与を7割水準が民間並みとする東京都人事委員会の調査結果は、あまりにも実態とかけ離れているのではないかと疑義があり、さらに東村山市の事業者の実態とは大きな乖離がある。明らかに官優遇との指摘がそのまま当てはまると言わざるを得ない。

今回の改正について、国は、公務員制度が先行して高齢者雇用の環境を整備し、官が民間を主導する必要があると正当化するが、コロナ禍にあっても給与が目減りすることはなく雇用が守られる公務員に対し、民間の労働者、特に東村山市では大半を占める中小企業では、コロナ禍に翻弄され、給与が減り、雇用の維持すら危ぶまれる厳しい環境に置かれているところが多い現状のタイミングで、公務員の定年を延長し、給与を7割支給し、シニア層雇用に官高民低の構造を露呈する、この改正案に合理的な理由は乏しく、市民の理解を得られるとは思えない。よって、反対する。

○議長（土方桂議員） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方桂議員） ないようですので、以上で討論を終了し、採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土方桂議員） 起立多数と認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第53号について、討論ございませんか。22番、かみまち弓子議員。

○22番（かみまち弓子議員） 議案第53号、東村山市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例に関しまして、かみまち弓子、賛成の立場から討論します。

付託、今回されました政策総務委員会において、51号から53号まで一括議案として、委員それぞれの立場から審査されておりましたことを尊重いたします。そして、職員さんに関わる議案であれば、何より当事者である職員さんの御意見を重々に聞き取り、審査に臨まれていたことと思われまふ。そうしたことをネットのほうから傍聴させていただき、拝見しておりました。

その上で、当市におけます状況はどのようなものであるのか、国、そして東京都の方向を鑑みながら、主に多摩地域の他の自治体間でどのようなものなのか、実際にこの51号から53号に関しまして、現在は討論は53号でございますけれども、そうしたどういった状況なのかというのをほかにそれぞれ情報交換し、意見交換し、職員さんの不利益にならないのか、どのようなものなのか、会計年度任用職員を含めてどうしたものなのかということも様々に聞き、状況のところを聞きました。そうした上で、当市におきまして職員さんがどのように考えていらっしゃるのか、周り、組合にも確認をさせていただきました。

東京都人事委員会の勧告がなされて以来、当市におきましては、組合との丁寧な意見交換によります合意形成が図れたことをもってして不利益とならない、これからの当市における状況をリードする職員さんの置かれた状況、そうしたものを鑑みまして賛成の討論といたします。

○議長（土方桂議員） 以上で討論を終了し、採決に入ります。

本案に対する委員長報告は原案可決でございます。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土方桂議員） 起立多数と認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、4陳情第10号について、討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土方桂議員） 討論がありませんので、採決に入ります。

本陳情についての委員長報告は不採択であります。

改めてお諮りいたします。

本陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土方桂議員） 起立少数と認めます。よって、本件は不採択とすることに決しました。

次に進みます。



日程第8 4陳情第6号 市の定期健康診査の項目に「聴力検査」を加えることを求める陳情

○議長（土方桂議員） 日程第8、4陳情第6号を議題といたします。

厚生委員長の報告を求めます。厚生委員長。

〔厚生委員長 さとう直子議員登壇〕

○厚生委員長（さとう直子議員） 厚生委員会の御報告をいたします。

当委員会には、4陳情第6号、市の定期健康診査の項目に「聴力検査」を加えることを求める陳情が付託され、継続審査となっております。

8月5日の委員会では、検査項目に入っていない理由、また検査項目に加えることは可能か、検査実施の課題、検査費用などについて確認の質疑が行われました。確認の必要があるものについては、後日、回答してもらうこととしました。

委員間討議では、他自治体の取組の報告がありましたが、陳情でどこまでを求めるのか、問診だけでよいのか、会場での検診か、がん検診のように希望者が聴力検査を受けるのかの3項目について、陳情者に来ていただき確認するというので、継続審査となりました。

9月9日の委員会に陳情者にお越しいただき、どのような検査を求めているのかについて確認いたしました。検査項目に加えることは、早期発見、早期治療が聞こえのバリアフリー化を進めるために重要。心電図のオプションのような形を考えている。さらに、若干の補助をつけて、オプションで聴力検査の機会を増やすよう求めるとのことでした。

所管からは、別の日に耳鼻科で検査を受けるとすれば、それはオプションではないこと。健康診査の一環で行うとすれば、費用は6,000円から6,500円との報告がありました。

委員間での受け止めに違いがあり、陳情人の陳情趣旨をお聞きした上で、さらに会派に持ち帰り相談したいとの申出があり、起立全員で継続審査となりました。

12月の委員会では、意見交換はなく、討論に入り、採択、不採択の立場でそれぞれ2名の委員が討論を行いました。

採択の討論では、難聴は、検診による早期発見が認知症予防、健康寿命の延伸につながり、ひいては医療費の抑制につながる。早期発見により補聴器を使用することで聞こえを取り戻すことは可能。まずは問診を取り入れるなど、市として何ができるのかという視点に立って、市民の実態や声に寄り添った前向きな対応を求める。また、厚生省が示している難聴が認知症の危険要因の認識からも、介護予防という観点からも、難聴の早期発見は重要である。定期健診への項目に取り入れることについて賛成し、採択すべきと考える。

また、不採択の討論では、早期発見、早期治療は大事だが、周りの方々の進言が必要。東村山市が、国の努力義務とされている項目、骨粗鬆症の項目を加えることが先と考える。また、陳情趣旨にあるとおり、難聴が認知症に危険因子の一つではあるが、ほかにも頭部外傷、高血圧、過度の飲酒、肥満なども要因として挙げられている。こういったことも含めて周知をすることが必要。

項目に加えても、受診がなければ効果が少なく、目的を果たせない。聞こえづらいつら状況があれば、かかりつけの医師などが耳鼻科での聴力検査を勧めるという構図をつくるのが大切と考える。健康増進法の努力義務とされているものがまだ実施できていない東村山で、聴力検査を優先して実施することは適当とは思えない。よって、不採択とするというものでした。

採決の結果、可否同数であり、委員会条例の規定により委員長が可否を裁決した結果、本陳情は採択することと決しました。

以上で厚生委員長報告を終わります。

○議長（土方桂議員） 報告は終わりました。

4陳情第6号につきましては、質疑及び討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

本陳情についての委員長報告は採択であります。

お諮りをいたします。

本陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土方桂議員） 起立少数と認めます。よって、本件は不採択とすることに決しました。

次に進みます。



日程第9 議案第56号 東村山市道路線（久米川町三丁目地内）の廃止

日程第10 議案第57号 東村山市道路線（久米川町三丁目地内）の認定

日程第11 議案第58号 東村山市道路線（秋津町四丁目地内）の認定

日程第12 議案第59号 東村山市道路線（恩多町三丁目地内）の認定

日程第13 4陳情第11号 グリーンバス時刻表の早期再改訂を求める陳情

○議長（土方桂議員） 日程第9、議案第56号から日程第13、4陳情第11号を一括議題といたします。

まちづくり環境委員長の報告を求めます。まちづくり環境委員長。

[まちづくり環境委員長 渡辺英子議員登壇]

○まちづくり環境委員長（渡辺英子議員） まちづくり環境委員会の御報告をいたします。

12月9日に開催いたしました当委員会では、道路議案4件、すなわち議案第56号、東村山市道路線（久米川町三丁目地内）の廃止、第57号、東村山市道路線（久米川町三丁目地内）の認定、第58号、東村山市道路線（秋津町四丁目地内）の認定及び第59号、東村山市道路線（恩多町三丁目地内）の認定について審査いたしました。

56号、57号は、久米川町3丁目の開発行為に伴う新設道路を、既存道路の終点を変更の上、認定するものであり、一括議案としました。

まちづくり部長による補足説明の後、各委員からの質疑を行いました。

委員からは、この廃止、認定により、行き止まりだった道路が通り抜けになるまでの経緯、行き止まり状態だったときの利用状況、整備に伴う安全対策や周辺住民に対する周知について質疑がありました。

質疑、答弁の中で、以下のことが分かりました。

当該道路、市道第426号線8、91.52メートルは、令和元年6月に開発行為があり、市道第426号線1から久米川町3丁目第4仲よし広場まで市道認定されていたこと。令和4年1月許可の開発行為により、久米川町3丁目第4仲よし広場から西側の市道第360号線1に至る道路の寄附採納の申請があったことから、付近の市道とつながる道路として再整備したものであること。開発事業者と設計段階で協議を行い、付近の市道と東西で系統的に連なる道路として整備、寄附の確認ができたことなどが分かりました。

また、この整備により、防災、利便性という面からも、まちの価値の向上ができたことが確認できました。

このような行き止まりの道路が周辺市道と連携することは大変望ましいとして、あらかじめ市として計画的に道路線を引いた整備を行うことはできないかといった質疑もありました。答弁では、都市計画道路に位置づ

けている道路以外は、土地所有者の有効利用との兼ね合いから、道路区域の設定は適当でないという答弁がありました。

討論、採決は議案ごとに採りましたが、ともに討論はなく、56号、57号の東村山市道路線（久米川町三丁目地内）の廃止及び認定は、賛成全員で原案可決と決しました。

次に、議案第58号、東村山市道路線（秋津町四丁目地内）の認定について審査しました。

まちづくり部長による補足説明の後、各委員からの質疑を行いました。

開発行為に伴う新設道路であり、幅員5メートル、延長70.19メートルで、両端を既存の市道と接した通り抜けの道路として整備するものであること。周辺道路との接続や周辺の安全対策について質疑があり、3辺に接続可能な市道があったが、秋水園に近い580号線と接続しなかった理由について、高低差や排水設備があることから、574号線との接続を適切と判断したことなどが分かりました。

討論はなく、58号の東村山市道路線（秋津町四丁目地内）の認定は、賛成全員で原案可決と決しました。

次に、59号、東村山市道路線（恩多町三丁目地内）の認定について審査しました。

まちづくり部長による補足説明の後、各委員からの質疑を行いました。

本議案は、開発行為に伴う新設道路と既存道路の2路線を認定するものです。

質疑により、平成14年12月に開発許可により整備がなされ、市に帰属となっていたものの、行き止まりだったことから認定外道路となっていた道路が、令和2年8月に隣接する土地の開発により新たに築造された市道490号線1から都道129号線に至る道路と接続したことから通り抜けができるようになり、市道として認定するものであることが分かりました。

討論はなく、59号の東村山市道路線（恩多町三丁目地内）の認定は、賛成全員で原案可決と決しました。

最後に、4陳情第11号、グリーンバス時刻表の早期再改訂を求める陳情を審査しました。

本陳情は、新秋津駅と東村山市役所、東村山駅東口を結ぶグリーンバスの利用者から、10月の時刻表改訂で、利用していた新秋津駅発の第1便の運行時刻が10分遅くなり、これまで参加してきた市民センターでの活動に間に合わなくなり、また、活動の帰りの足として利用していた市役所発新秋津駅行きも不都合な時間帯となり、往復とも利用できなくなったことから、改訂に利用者の視点が欠けているとして、新秋津駅発の第1便の時刻を元に戻すことと、グリーンバスを利用する市民の立場や生活に配慮した時刻表の再改訂を求めるものでした。

これまでの公共交通会議での検討や、改正前に課題となっていた遅延及び運転手の休憩時間の改善状況、市民からの意見、周知方法などを所管に確認した後、委員間で議論しました。

議論の中では、渋滞対応や休憩時間確保の対策は必要だったこと、市民からの意見やグリーンバスに対する改善要望は、ガイドラインに従って地域団体を立ち上げて提出するルートがあること、市民意見の吸い上げの工夫などが議論されました。

議論の後、討論に入りました。

不採択の立場からは、改正前、当該路線は遅延が常態化しており、他の路線と比べても放置できない状況にあったこと、また、安全運行に大きな課題が生じていたこと。改正により御不便を強いられた陳情者の気持ちは理解するものの、地域公共交通会議で協議の上、決定していること、及び公共交通ガイドラインに基づいて複数の意見で再改訂を求めることもできることから、やむを得ず不採択とするが、2項目めに求められた「市民の立場や生活に配慮し」という御意見は、今後の参考にすべしとの討論がありました。

採択すべしとの討論は、地域公共交通会議の議事録からも、今回の安全運行のための時刻表改訂には一定の

理解をするものであるが、市民の生活や市民活動に対する配慮が欠けていた面も否めない。市民の意見を重く受け止めて、再改訂を求めるというものでした。

採決に入り、賛成少数で、4陳情第11号、グリーンバス時刻表の早期再改訂を求める陳情は不採択とすることに決しました。

以上、まちづくり環境委員会の報告といたします。

○議長（土方桂議員） 報告が終わりました。

本件につきましては、質疑及び討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

なお、採決は議案、陳情ごとに行います。

初めに、議案第56号についての委員長報告は原案可決であります。

お諮りをいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土方桂議員） 起立全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第57号についての委員長報告は原案可決でございます。

お諮りをいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土方桂議員） 起立全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第58号についての委員長報告は原案可決でございます。

お諮りをいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土方桂議員） 起立全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第59号についての委員長報告は原案可決であります。

お諮りをいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土方桂議員） 起立全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、4陳情第11号についての委員長報告は不採択であります。

改めてお諮りをいたします。

本陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土方桂議員） 起立少数と認めます。よって、本件は不採択とすることに決しました。

次に進みます。



日程第14 4陳情第12号 都立高校入試に英語スピーキングテストの導入中止を求める陳情

○議長（土方桂議員） 日程第14、4陳情第12号を議題といたします。

生活文教委員長の報告を求めます。生活文教委員長。

〔生活文教委員長 小林美緒議員登壇〕

○生活文教委員長（小林美緒議員） 生活文教委員会の報告をいたします。

当委員会は、去る12月12日に開催をし、陳情1件について審査を行い、結論を得ました。4陳情第12号、都立高校入試に英語スピーキングテストの導入中止を求める陳情についてです。

11月27日に行われた東京都立高校の入試で初めて導入されたスピーキングテストについて、都立高校入試に導入しないこと、スピーキングテスト実施日の実態調査の結果を公表することを、東京都知事宛てに意見書を上げてほしい旨の陳情でありました。

委員間での議論が多く行われましたので、委員の方からの意見の一部を申し上げます。

日本の産業の国際競争力の低下を見れば、話すという実践的な教育は必要であるといった御意見。平成31年に実施の方針策定がされ、令和3年には約8万人を対象にプレテストをしており、突然始まったことではなく、準備されてきたという意見。小学校から始まっている英語の学習について、その指導の成果や効果を確認するために、評価をどこかでしなくてはならないという意見などがありました。

一方で、イヤーマフをつけていたのにもかかわらず、ほかの子が話す声が聞こえたり、タブレットが2人に対して1台しかないため、前半と後半で分けて試験を行ったが、その合間で問題が分かってしまったことなど、環境面について不公平でないかという御意見。配点方法に問題があるという意見。スピーキングは大事だが、入試への活用は中止すべきといった御意見がありました。

その後、4名の議員が討論を行い、起立少数で不採択と決しました。

生活文教委員会からの報告は以上となります。

○議長（土方桂議員） 報告が終わりました。

4陳情第12号につきましては、質疑の通告がありませんので、直ちに討論に入ります。

4陳情第12号について、討論ございませんか。4番、藤田まさみ議員。

○4番（藤田まさみ議員） 4陳情第12号、都立高校入試に英語スピーキングテストの導入中止を求める陳情について、藤田まさみは採択の立場で討論します。

英語スピーキングテストについては、既に様々な問題点が浮き彫りになっており、各所で行われたアンケートでも反対の声が大勢を占めています。

主な問題点としては、約8万人分もの生徒それぞれがタブレットに録音した回答を短期間に採点するという事で、評価者による評価や判定のばらつきを避けることはできず、採点の公正性が担保されない。採点内容が非公開のため、採点ミスがあっても分からない。事業者が提供する教材で学習できる家庭が有利になるなど、家庭の経済環境による格差が生じる。受験できなかった生徒のスコアを、筆記試験で同程度の点数を獲得した他の受験生のスコアから推定することに合理性がないなどです。

この中で採点の公正性という点だけを取っても、高校受験という将来の人生に大きく影響し得る選抜試験の評価に加えるには適切でないと考えます。例えばその配点方法は、一旦は100点満点で採点し、AからFの6段階の20点満点に組み直すのですが、0点は0点、1から34点は4点、35から49点は8点、50から64点は12点、65から79点は16点、80から100点は20点と採点し直されるとのことです。

高校受験は、希望の学校に定員以上の生徒が受験すれば、定員ぎりぎりのところでは1点の差が明暗を分けることになりかねません。しかし、このテストでは、79点と80点の僅か1点の差が4点の差として加算され、

1点と34点では33点もの開きがあるのに、同じ点数として扱われます。英語のスピーキングテストのみにこのような特殊な配点ルールを採用するのは、高校受験の評価として適切とは言えません。

スピーキングテストに賛成する意見の多くは、語学においても話す力は重要であり、入試に取り入れられないと授業でも重点を置かれられないというものですが、一応、英語をなりわいとしてきた者として意見を述べさせていただくと、確かに日本人は、中・高6年間も英語を学んできた人がほとんどなのに、話すのは苦手という人が多いのは事実です。

ただ、話すのが苦手な人は、往々にして、正しく話せないと恥ずかしい、間違えたら恥ずかしいという意識が強く働いていることが多くて、英語は気持ちを伝える生の言葉ですから、正しいかどうか、間違えるかどうかではなく、気持ちを伝えたいという意識を持つことがより重要であり、授業でもぜひ、生の対話に重点を置いた学習を取り入れていただきたい。

その意味では、英語スピーキングテストの試験内容、試験方法を見たところ、高い評価をもらうために正しく話さないといけないという意識だけが働き、都の教育委員会が目指すグローバル人材を育成するという点では、むしろマイナスに働くことになると懸念します。

ふだんの授業から生の対話、そして、タブレットに向かって一方的に話すことは対話ではありませんから、スピーキング力と同等、あるいはそれ以上にヒアリング力も養っていただくことが重要で、間違えることを恐れず、物おじせずに英語で気持ちを伝えようとする意識を培うような授業をしてほしいと思います。

したがって、今の形の英語スピーキングテストを高校受験の評価として加点することに反対であり、以上をもって4陳情第12号、都立高校入試に英語スピーキングテストの導入中止を求める陳情に採択の討論とします。

○議長（土方桂議員） ほかに討論ございませんか。9番、佐藤まさたか議員。

○9番（佐藤まさたか議員） 本陳情に採択すべしの立場で討論いたします。

グローバル化の進展の中で、英語教育の強化やその結果の考査の必要性を否定する声はほとんどないと思います。私ももちろん異論はありません。ですので、この件に反対する声があると初めて聞いたときは、最初から完璧な制度やシステムを求めることは一般的にいても無理であり、移行期、過渡期にありがちな問題だろう程度に正直思っておりました。

しかし、市内の方々のみならず、先日も小金井市でこの問題に取り組んでいる方にお会いして、資料を示しながらの御説明を伺い、11月27日に実際に初めてのテストが行われたことの報道や、都議会議員連盟による実施状況調査の結果を見る中で、考え方を変えざるを得ないというか、現実を踏まえれば、少なくとも、現状を追認して、今年度の入学試験へ導入することには明確に反対すべきだと考えるようになりました。

理由は明確です。現段階でのスピーキングテストには解決されなければならない問題が多過ぎて、入試に導入できる水準ではないということに尽きます。大学入試制度や都立高校入試制度のこれまでの変遷などを見ても、過渡期の不利益はある程度やむを得ないと考えますが、そんなことでは説明のつかないような課題、欠陥が次々と明らかになっています。実施前に懸念された点以上の問題が露呈したと言っている状況だと思います。

テストにおいて絶対的要素である公平・公正を損ねる事実が、全197会場のうち125か所で指摘されていることに、東京都教育委員会は謙虚に向き合うべきです。都教委があり得ないとしている、録音を確認したら周りの声が大きくはっきり入っていて、自分の声としてきちんと正しく採点されるのか不安だといった子供たちの訴えに、きちんと耳を傾けるべきだと思います。

テストを受けなかった生徒の取扱いも、理解に苦しむ不可思議な設計になっています。中学校学習指導要領

を逸脱した出題があったという問題も報じられています。都教委自身の事前の説明と明らかに異なるわけですが、都教育長の回答には全く説得力がなく、中学生の声に向き合おうとする姿勢もありません。

繰り返しますが、人がつくる制度や仕組みですので、最初から完璧ということはありません。大事なのは、事実、現実、しっかり真摯に向き合って、誤りがあれば立ち止まり、修正・改善を図って実施に移して、また検証するという姿勢だろうと思います。しかし、先日の都議会での東京都教育委員会教育長の発言を見ましたが、適切に実施をされたと繰り返すばかりで、具体的な課題指摘に対して、何ら説得力のある答えを出すことはありませんでした。

そもそも、保護者や子供たちだけでなく、我が国の英語教育に長く携わってきた専門家からも数多くの欠陥が指摘され、警鐘が鳴らされてきたにもかかわらず、東京都、都教委はなぜまともに向き合おうとせずに突き進んできたのか、大きな疑義を感じます。

当市で学ぶ現在の中学生のことを思えば、市議会として現段階での入試への導入は見合わせるべきという声を、実施主体である東京都に対して意見書を上げることが不可欠だと考えます。

古い話で恐縮ですが、私が教員を目指していた少し前の1980年代前半、都立入試が3教科から理科と社会を加えた5教科になったことで、中学校社会科は入試対策としての暗記科目のように扱われることが増え、戦後に社会科が生まれた土台となると言われる自由で深い学び、面白さが一気に失われたということを思い出します。

近年の英語教育も、小学校から学ぶようにしたのも、会話を重視した学びに力点を移してきたことも、国際語と言える英語を高い水準で使いこなせる人材の育成と同時に、グローバルな社会でコミュニケーション豊かに生きていけることや、多少間違っても思い切って話せることも重要な要素としてきたはずではないでしょうか。

ここは一旦立ち止まり、次年度以降に向けて、誰もが安心してテストに臨み、それをどうすれば不安なく入試に反映することができるのか、またはできないのか、専門家の意見、そして当事者である子供たちの声にもしっかり耳を傾けて、落ち着いた議論をやり直すべきだと考えます。

以上、本陳情を採択すべきとする理由を申し述べ、ぜひ同調いただけるようお願いし、私の討論といたします。

○議長（土方桂議員） ほかに討論ございませんか。10番、白石えつ子議員。

○10番（白石えつ子議員） 4陳情第12号、都立高校入試に英語スピーキングテストの導入中止を求める陳情に対し、採択すべしの立場で討論いたします。

生活文教委員会の議論の中で、スピーキングテストの中止は現場を混乱させるとの懸念も理解します。今後、グローバル社会へ適応するために、英語で話すすべを身につけることも重要ですが、英語スピーキングテストに対して東京都と協定を結ぶ事業者は、ESAT-Jと酷似している英語テスト、GTECを販売しており、GTECを受けた生徒は明らかに試験に有利であり、今年度、教材を購入した自治体があることも分かりました。義務教育は、公平・公正な学ぶ権利を保障し、子供たちに教育の差を生まない配慮と、子供たちの声をヒアリングすることも必須と考えます。

コロナ禍の一斉休校で中学入学を迎え、学校生活はマスク着用が日常だった現中学3年生、新しい生活様式に慣れようと必死に頑張っているのは、紛れもなく子供たちではないでしょうか。学びを止めない対策としてタブレット端末が導入されましたが、マスク着用のままの英語の授業で、会話や発声を伴う英語スピーキング

力の話す力の学習も、現場の先生方の御努力に配慮したとしても、どこまで実施できたのか疑問が残ります。

テスト産業に支配される教育ではなく、子供たちが失敗しても何度でもやり直せる、話す力を育めることに目を向け、力を注ぐことが優先されることを望みます。

よって、現時点で、専門家の見解でもあるスピーキング力アップにつながりにくく、試験採点方法等の課題が解決されていないことから、都立高校入試に英語スピーキングテストの導入中止を求める陳情の討論といたします。

○議長（土方桂議員） 以上で討論を終了し、採決に入ります。

本陳情についての委員長報告は不採択であります。

改めてお諮りをいたします。

本陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土方桂議員） 起立少数と認めます。よって、本件は不採択とすることに決しました。

次に進みます。



○議長（土方桂議員） 日程第15、議員提出議案第7号及び日程第16、議員提出議案第8号の委員会付託は、会議規則第37条第2項の規定により省略したいと思います。これに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土方桂議員） 起立全員と認めます。よって、そのように決しました。

休憩します。

午前10時57分休憩

午前10時58分再開

○議長（土方桂議員） 再開します。

次に進みます。



日程第15 議員提出議案第7号 知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書

○議長（土方桂議員） 日程第15、議員提出議案第7号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。石橋光明議員。

[17番 石橋光明議員登壇]

○17番（石橋光明議員） 議員提出議案第7号、知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり、東村山市議会会議規則第14条第1項の規定に基づき東村山市議会に提出いたします。

提出者は、敬称を略します。鈴木たつお、朝木直子、藤田まさみ、佐藤まさたか、白石えつ子、小町明夫、かみまち弓子、渡辺みのる、石橋光明でございます。

代表して、私のほうから提案説明をいたします。意見書の内容です。

身体障害者は身体障害者福祉法で定義され、精神障害者は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律で定義されている。知的障害者に関しては、知的障害者福祉法で知的障害者に対する福祉サービスは規定されている

ものの、知的障害あるいは知的障害者の定義は規定されておりません。

また、障害者の手帳制度について、身体障害者と精神障害者の手帳は法律に基づき交付・運営されていますが、知的障害者の療育手帳の制度は、厚生労働次官通知に基づき、各都道府県知事等の判断により実施要項を定め交付・運営されています。

知的障害については自治体により障害の程度区分に差があり、また、各判定機関におけるボーダーラインにも差が生じています。

よって政府に対して、国際的な知的障害の定義や、自治体の負担等も踏まえた判定方法の基準の在り方の検討を踏まえ、知的障害行政・手帳制度を国の法律による全国共通の施策として展開することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

以上であります。御可決賜りますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（土方桂議員） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方桂議員） 質疑がありませんので、討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方桂議員） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土方桂議員） 起立全員と認めます。よって、原案のとおり可決することに決しました。

次に進みます。



日程第16 議員提出議案第8号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充に関する意見書

○議長（土方桂議員） 日程第16、議員提出議案第8号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。渡辺みのる議員。

〔24番 渡辺みのる議員登壇〕

○24番（渡辺みのる議員） 上程されました議員提出議案第8号、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充に関する意見書について説明をいたします。

東村山市議会会議規則第14条第1項の規定に基づき提出するものです。

提出者は、敬称を略しますが、鈴木たつお、朝木直子、藤田まさみ、佐藤まさたか、白石えつ子、小町明夫、石橋光明、かみまち弓子、私、渡辺みのるです。

代表して、私から説明をさせていただきます。本文を読み上げをもって説明とさせていただきます。

義務教育は憲法の要請に基づき、子どもたち一人一人が国民として必要な基礎的資質を培うためのものである。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基礎づくりは国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度である。

かつて教材費、旅費、児童手当など多くの経費が対象となっていたが、次第に対象から除外され給与費のみとなり、2006年には給与費の負担割合が3分の1に縮減された。

現在、地方自治体の状況は様々であり、子どもたちを取り巻く教育環境にも格差が生じている。国民に等しく義務教育を保障するという観点からいえば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠である。

しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって、本市議会は国及び政府に対し、義務教育費国庫負担制度を堅持及び拡充するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。

速やかに御可決いただきますようお願いを申し上げ、提案の説明といたします。

○議長（土方桂議員） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方桂議員） 質疑がありませんので、討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方桂議員） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土方桂議員） 起立全員と認めます。よって、原案のとおり可決することに決しました。

次に進みます。



日程第17 議員派遣の件について

○議長（土方桂議員） 日程第17、議員派遣の件についてお諮りをいたします。

地方自治法第100条第13項及び東村山市議会会議規則第159条の規定に基づき、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その日時、場所、目的及び派遣議員名等の諸手続について、議長に御一任いただきたいと思います。これに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土方桂議員） 起立多数と認めます。よって、そのように決しました。

本件に関し、予定されている日程の一部をお知らせし、議会としての御了承をいただきたいと思います。

初めに、令和5年2月6日月曜日に、府中の森芸術劇場において東京都市議会議長会議員研修会が開催されます。

次に、議会報告会です。令和5年2月7日火曜日にリハーサル、2月18日土曜日に議会報告会を開催いたします。議員各位におかれましては、参加されますようお願いを申し上げます。



○議長（土方桂議員） 去る11月29日から開催された本定例会ですが、議員の発言において、地方自治法第132条の規定に反する発言、事実関係がはっきりしない事柄、すなわち確定されていない事柄を私的判断によって

発言したものと等があった場合には、この発言の取消しを議長として命じますが、今これを厳密に特定することができません。

このことは、当然これからの議会運営委員協議会への諮問、調査、答申を待つわけですが、これらの発言があった場合、諮問、調査、答申に基づく本件取消しの処置について、これを議長に一任、承認することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土方桂議員） 起立多数と認めます。よって、本件はそのように決しました。

以上で、今定例会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。

会議規則第7条の規定により、これをもって閉会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土方桂議員） 御異議なしと認めます。よって、今定例会はこれをもって閉会とすることに決しました。

以上で令和4年12月定例会を閉会いたします。

午前11時8分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

東村山市議会議長 土 方 桂

東村山市議会副議長 村 山 じゅん子

東村山市議会議員 山 口 み よ

東村山市議会議員 熊 木 敏 己